

小規模事業者経営改善資金制度融資  
マル経融資制度のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている  
小規模事業者への緊急支援

この融資制度は、小規模事業者が経営の改善を図るために必要な資金を、商工会議所の推薦により「無担保、無保証人、低利」で日本政策金融公庫から借り入れできる制度です。  
従前の設備資金に対する利子補給に加え、今般の新型コロナウイルス感染症による影響が市内の小規模事業者に出てきていることから、緊急金融支援として、3月6日～9月30日までに推薦する運転資金についても利子補給を行います。  
発行：令和 2年 5月25日

ご融資内容

融資限度額	返済期間
<b>2,000万円</b> ※運転・設備資金合計しての限度額です。 ※1,500万円超の借入については、事業計画書の提出や貸付後の事業計画に対する進捗状況の報告などが必要となります。 ※すでにマル経融資を利用されている小規模事業者でも、重複した借入が可能です。 ※運転資金の借入目安は、概ね月商の2倍以内です。	◆ <b>運転資金：7年以内</b> (うち据え置き期間1年以内)  ◆ <b>設備資金：10年以内</b> (うち据え置き期間2年以内)

融資基準利率 (令和2年5月25日現在)

利率 (年率) **1.21%**

通常のマ経融資に関わる利子補給 (借入後12ヶ月分)  
<上越商工会議所 会員事業所のみ対象>

<b>運転資金</b> ：マル経融資基準利率より <b>0.4%</b> 分を補給 ※期間：令和2年3月6日～同年9月30日に推薦するもの	実質利率 <b>0.81%</b>
<b>設備資金</b> ①上越商工会議所：マル経融資基準利率の <b>0.3%</b> 分を補給 ※期間：令和元年10月1日～令和3年3月31日に推薦するもの ②上越市：マル経融資基準利率の <b>0.5%</b> 分を補給 ※期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日に推薦するもの  ※①、②の合計 <b>0.8%</b> 分を補給し、基準利率より引き下げる ※なお補給利率は変動し、 <b>0.00%</b> を下限とします	実質利率 <b>0.41%</b>

新型コロナウイルス感染症に関わる特例措置 融資金利の引き下げ (別枠)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、既存のマ経融資とは <b>別枠で通常の貸付金利を引き下げるとともに据え置き期間の延長をします。</b>	実質利率 <b>0.31%</b>
○最近1ヶ月の売上高が前年若しくは前々年の同期と比較して、 <b>5%以上減少</b> している小規模事業者 ○融資限度額：別枠 <b>1,000万円</b> (運転・設備資金) ○融資利率：マル経融資基準利率より当初3年間 <b>0.9%引き下げ</b> ○据え置き期間：運転資金 <b>3年以内</b> 、設備資金 <b>4年以内</b> に延長	さらに通常の マル経融資に関わる <u>利子補給制度</u> も適用可能

## ご利用いただける方

- 家族従業員・パート・アルバイト・法人の役員を除く従業員が、
  - ・商業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業については20人以下）、
  - ・製造業・建設業などでは20人以下の小規模企業者
- 最近1年以上、旧上越市内で事業を営み、当所の経営指導を6ヶ月以前から受けている  
商工業者
- 納期の到来している所得税・法人税、事業税、住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の非対象業種でない事業を営んでいる方
- その他、申込時に別途確認させていただく場合がございます

## ご提出していただく資料

### 個人事業所

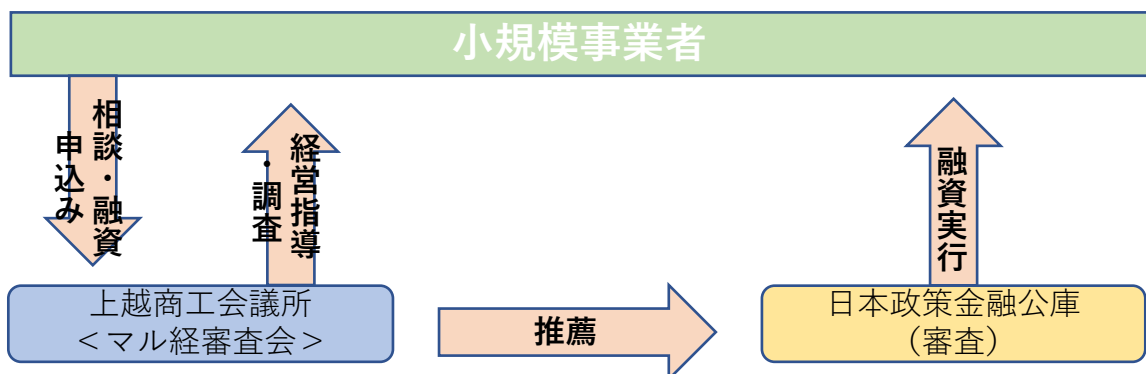
- 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- 見積書（設備資金の場合）
- 不動産登記簿謄本 ※全部事項証明書（新規申込の場合）
- 書面提出の場合は、税務署の受領印がある確定申告書の写し、  
電子申告の場合は、受信通知並びにメール詳細の写し、  
若しくは源泉所得税、事業税、住民税の領収書などの営業実態を確認できる書類
- すでにある借り入れの返済表  
（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）
- 土地・建物を所有の場合は、固定資産税納税通知書（課税明細書）

### 法人事業所

- 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- 会社の登記簿謄本※履歴事項証明書（新規申込の場合）
- 見積書（設備資金の場合）
- 不動産登記簿謄本（会社及び代表者）※全部事項証明書（新規申込の場合）
- 書面提出の場合は、税務署の受領印がある確定申告書の写し、  
電子申告の場合は、受信通知並びにメール詳細の写し、  
若しくは源泉所得税、事業税、住民税の領収書などの営業実態を確認できる書類
- すでにある借り入れの返済表  
（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）

※上記の他にも必要な条件や書類がありますので、当所までお問い合わせ下さい。

## マル経融資実行の流れ



■お申込み・お問い合わせ・ご相談は  
上越商工会議所・中小企業相談所  
〒943-8502 上越市新光町1-10-20 / Tel:025-525-1185 Fax:025-522-0171